

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 掛田 勝彦

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視 察 議 員	掛田 勝彦			
期 間	令和 8 年 3 月 2 5 日（水）～令和 8 年 3 月 2 7 日（金）			
視 察 先	東京都千代田区霞が関 東京都杉並区阿佐谷 1－1 5－1 杉並区役所			
視 察 用 務	厚生労働省 令和 8 年度診療報酬改定について 国土交通省 水道事業における分散型システムの導入支援について 環境省 経済産業省 大規模太陽光発電事業について 杉並区役所 区民参加型予算について			
視察先対応者	厚生労働省 保険局 医療課 職員 2 名 国土交通省 水道事業課 職員 1 名 環境省 経済産業省 職員 3 名 杉並区役所 政策経営部企画課 職員 2 名			
概要及び所見	3 月 2 5 日（水）1 4 : 0 0～1 5 : 3 0 視察内容 ・令和 8 年度診療報酬改定について 令和 8 年度診療報酬改定は、近年の医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、30 年ぶりとなる 3% 台のプラス改定（+3.09%）が実施されたことが大きな特徴である。診療報酬と薬価を合わせた改定率としても大幅な引上げであり、医療費全体では約 1.6 兆円規模の増額となる。背景には、病院経営の悪化が深刻化している現状がある。2018 年から 2023 年にかけて一般病院、精神科病院、療養型病院の事業利益率はいずれも低下傾向を示し、特に一般病院や精神科病院では赤字が続いている。令和 6 年度調査では、病院全体の平均利益率はマイナス 7.3%、赤字病院の割合は約 7 割に達しており、公立病院ではさらに厳しい状況がみられる。 こうした状況を受け、今回の改定では賃上げと物価高騰への対応が重点課題として位置付けられた。改定率 3.09%のうち大きな割合を人件費対応に充て、医療従事者の処遇改善を図る内容となっている。具体			

的には、令和 8 年度および令和 9 年度にそれぞれ 3.2% ずつ賃金引上げを実施できるよう財源が確保され、看護師をはじめとする医療従事者の給与改善を進める仕組みが整えられた。また、ベースアップ評価料の対象職種も拡大され、事務職員、40 歳未満の医師・歯科医師、薬剤師なども対象に加えられた点が特徴である。さらに薬局にも新たに評価料が新設され、医療機関全体での賃上げを後押しする内容となっている。加えて、物価高騰への対応として、再診料や入院料への加算に加え、物価対応料が新設された。これは光熱費や委託費などの増加に対応するための措置であり、患者 1 人当たりの点数加算により病院規模に応じた支援が可能となっている。

また、地域医療を支える急性期病院への重点的な評価も大きな柱である。急性期病院一般入院基本料 A・B や急性期総合体制加算が新設され、救急搬送件数や手術件数など一定の基準を満たす病院に対して高い評価が行われる。特に地方の中核病院については、救急医療体制の維持に向けた支援が強化されている。さらに、人口減少地域における医療体制維持を目的として、医療提供機能連携確保加算も新設され、オンライン診療や地域連携への評価が盛り込まれた。

今回の改定は、単なる報酬引上げではなく、人材確保、物価高騰対策、地域医療維持を総合的に支える改定であり、今後の病院経営においては新設された加算の活用と経営判断がより重要になると考えられる。

まとめ

令和 8 年度診療報酬改定については、大幅なプラス改定であり、人件費の上昇や物価高への対応が盛り込まれるなど、医療機関の厳しい経営状況を一定程度考慮した内容であると受け止めた。特に、中山間地域で地域医療を支える医療機関を支援する新たな加算の創設は評価できる。一方で、公定価格のもとで体制加算や個別加算の取得を目指しても、人員配置などの施設、人員基準が現状と合致しない場合が多く、実際には加算取得が難しいケースも想定される。そのため、経営の黒字化や安定化については、依然として厳しい状況にあると考える。

医療機関は地域にとって不可欠な存在であり、三次中央病院を中核とした県北全体を見据えた適切な医療提供体制のあり方を検討していくことが重要であると感じた。また、中山間地域における持続可能な医療モデル地区の構築についても検討を深める必要があると思った。その一環として、先進事例である長野県の佐久総合病院の視察も検討している。

3月26日(木) 10:00～11:30

視察内容

・水道事業における分散型システムの導入支援について

今後、多くの自治体で人口減少が進行し、特に人口規模の小さい中山間地域では減少率がより大きくなると見込まれる。三次市の水道事業は県の企業団に加入しており、将来的な持続性の確保が重要な課題である。このような状況においては、大規模な集約型施設のみならず、小規模な水道施設による分散型システムの導入が効率的であると考えられる。簡易水道と上水道はいずれも水道法に基づき安全な水を供給するものであるが、主に給水人口規模によって区分される。説明では、複数自治体による一体的な事業運営と、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置のスケジュール、さらに令和8年度の補助事業メニューや効率的な運用方法が示された。今後は人口減少社会を見据え、施設形態としての分散型システムを適切に導入し、持続可能な水道事業の新たな仕組みを構築していくことが重要である。

まとめ

人口減少が進む地方の中山間地域では、水道事業において施設の老朽化、維持管理コストの増大、財政負担、さらには専門職人材の確保など、多くの課題が山積している。このような状況においては、個別の対応にとどまらず、地域全体としての最適化をどう図るかが重要であると感じた。集約型と分散型の双方の選択肢を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた最適なベストミックスを検討することが、持続可能な水道事業の実現に向けた重要な視点であると考えることができた。

3月26日(木) 13:00～14:30

視察内容

・大規模太陽光発電事業について

我が国においては、国富の流出抑制およびエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーをはじめとする国産エネルギーの確保が極めて重要である。国は再エネの導入拡大を推進する立場であるが、その前提として地域との共生を重視している。こうした考えのもと、昨年12月に、①不適切事案に対する法的規制の強化、②地域の取組との連携強化、③地域共生型事業への支援重点化、の3本柱からなる政策パッケージを策定した。①と②は規律・規制の強化、③は適切な事業への支援を目的とするものであり、この枠組みのもとで再エネを推進していく方針である。現在、関連する改正法案を国会に提出しており、関係法令や関係省庁とも連携しながら制度整備を進めている。

また、3月18日には「再エネ地域共生連絡会議」を立ち上げ、4月には全国オンライン会議を開催し、自治体等との意見交換を行う予定である。さらに初夏には、各地域ブロックごとに車座形式で自治体との対話を実施し、地域の実情を踏まえた再エネ推進を図る考えである。環境アセスメントについても、対象規模要件をより引き下げ、より丁寧な対応を進める方針である。

再エネ政策全体としては、2050年のカーボンニュートラル実現を大きな目標に掲げている。脱炭素は目的そのものではなく、地域活性化や地域内で資源・エネルギーが循環する仕組みを構築するための重要な手段である。各自治体はそれぞれの地域特性や強みを生かし、地域に適したエネルギー供給のあり方を考えていく必要がある。その支援のため、環境省として自治体向けの相談窓口を設ける考えも示されている。

国の大方針としては、第7次エネルギー基本計画に基づき、2040年時点で太陽光発電比率を23～29%、再エネ全体では40～50%を目指している。加えて、今後課題となるソーラーパネルの廃棄・リサイクルについては、現時点では大量廃棄の段階にはないものの、将来を見据えてリサイクル制度を整備する必要がある、今後法案として国会に提出される予定である。政府としては、適地で法令を遵守し地域と共生する事業を重点的に支援し、それ以外については支援しない方針である。

まとめ

関係法令の整備や省庁横断的な連携を通じて、国が再生可能エネルギー制度の見直しを進めていることがよく理解できた。その背景には、釧路湿原周辺でのメガソーラー問題のように、国民的関心や世論形成が影響していると感じた。メガソーラーは地域に軋轢や分断を生む場合も多く、国が明確な方針を示したことは評価できる。一方で、資源に乏しい我が国にとっては、エネルギーの安定供給という課題も重要であり、慎重に考えていく必要がある。今後の自治体経営を見据えると、食料とエネルギーは地域の安全保障の観点からも、中長期的に取り組むべき重要な政策課題であると改めて感じた。

3月27日(金) 10:00～11:00

杉並区役所 政策経営部企画課

視察内容

・区民参加型予算について

杉並区の「区民参加型予算事業」は、地域に暮らす区民から区政に関する事業アイデアを募集し、その提案を区の予算案に反映して実施していく取り組みである。区民が日常生活の中で感じる「こんなことが

あったらよい」「区にこうしてほしい」という視点を行政に届け、地域課題の解決につなげることを目的としている。自分たちの考えたアイデアが実際の行政サービスとして形になることが大きな特徴であり、区民参加と行政との協働を象徴する事業である。

この取り組みは令和5年度・6年度にモデル実施され、令和7年度から本格実施となった。当初は財政課が担当していたが、地域との協働の要素が強いことから、現在は政策経営部の公民連携担当が所管している。地域課題が複雑化し、行政だけでは解決が難しい時代において、地域団体やNPO、区民との連携が重要であるという考えのもと進められている。

事業は1年単位で進行し、4月から6月にかけて区民から提案を募集する。その後、夏に区内部で審査会を行い、提案の中から10件程度を区民投票の対象として選定する。10月から11月にかけて区民投票を実施し、順位付けされた提案をもとに予算編成を行い、翌年度予算案として議会に提出する。議決後、翌年度に事業として実施される。過去の実施例として、令和5年度は森林環境贈与税の使い道をテーマに、災害時活用できる用具の設置や区立公園に木製のベンチの設置など、区民にとってイメージしやすい提案が採択された。令和6年度は防災をテーマに、公園で利用できる蓄電設備や街路灯給電スポットの整備などが選ばれた。令和7年度は「健康ウェルネス」をテーマに、身体的・精神的・社会的な健康を支える環境づくりを目指している。

提案の審査では、①地域課題の解決につながる公共性、②区職員だけでは気づきにくい新たな視点、③多くの区民に利益があること、④1件あたり2,000万円以内で実施可能であること、⑤単年度で実現可能であること、などが重視される。一方で、現金給付や特定の個人・団体のみが利益を得るもの、営利目的のもの、国や都が既に実施している事業と重複するものは対象外である。

この制度は、区民の声を行政運営に直接反映し、地域と行政がともに地域課題の解決に取り組む協働の仕組みとして、大きな意義を持つものである。

まとめ

説明を聞いていて協働のまちづくり、公民連携、官民共創、さらには自治体間連携など、行政職員だけで課題解決を完結することが難しい時代になっていることを改めて実感した。今回の区民参加型予算事業は、区民の区政参加の促進を目的にしており、区長肝入りの政策として、その目的や意義がよく理解できる内容であった。一方で、約57万人の区民を抱える中で本当に「区民参加型」といえるのか、また費用対

	効果の面からも指摘があることも十分理解できた。事業の実施には多大な労力がかかっていることも感じた。地域の実情が異なるため、三次市でそのまま同様の仕組みを導入することは難しいと考える。しかし、今回の視察で重要だと感じたのは結果を模倣することではなく、事業が生まれるまでの経緯や発想、制度設計に至る過程そのものである。このプロセスこそが大いに参考になると強く印象に残った。
--	---

視察・研修報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名 藤岡 一弘

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和8年3月25日(水)～3月27日(金)
用 務 先	衆議院議員第一会館(東京都千代田区永田町 2-2-1) 参議院議員会館(東京都千代田区永田町 2-1-1) 杉並区
用 務	1. 国土交通省による研修 2. 厚生労働省による研修 3. 環境省による研修 4. 杉並区「区民参加型予算事業」の視察
概要及び所見 (目的、参考にするべき事項、 提言、活用策等)	●国土交通省による研修「水道事業における分散型システムの導入について」 1. 現状と課題 近年、日本では人口減少と高齢化が進行しており、とりわけ中山間地域ではその影響が顕著である。将来的には多くの自治体で人口が減少し、水道事業の維持が困難になることが懸念されている。現在の水道事業は、都市部では大規模な浄水場を中心とした集中型システムが主流である。一方で、中山間地域では小規模な施設が点在する分散型の形態も見られる。 しかし、人口減少により水需要が低下するとともに、施設の維持管理コストの負担が増加している。特に小規模な水道事業では給水原価が高く、効率的な運営が難しいという課題がある。 2. 分散型システムの特徴 分散型システムは、地域ごとに小規模な水供給を行う仕組みであり、柔軟な運用が可能である。また、災害時においても一部の施設が被災しても全体への影響を抑えられるため、リスク分散の面でも有効である。 3. 導入の必要性

人口減少社会においては、水需要に応じた適切な規模の施設整備が求められる。また、近年の地震災害を踏まえると、水道システムの強靱化も重要な課題である。分散型システムは、こうした課題に対応する手段の一つとして注目されている。

4. 今後の方向性

今後は、集中型と分散型のいずれかに偏るのではなく、地域の特性に応じて両者を組み合わせる「ベストミックス」が重要となる。これにより、効率性と安全性を両立した水道事業の運営が可能となる。

5. 三次市における展望

広島県三次市のような中山間地域では、人口減少や集落の分散化が進んでいる。このため、小規模な分散型システムの活用や施設の再編を進めることが有効であると考えられる。これにより、維持管理の効率化や災害時の安定供給が期待される。

6. 所感

水道事業の持続可能性を確保するためには、従来の仕組みにとらわれず、分散型システムの導入を含めた柔軟な対応が必要である。今後は技術開発や制度整備とともに、地域に適した水道システムの構築が求められる。

●厚生労働省による研修「令和8年度診療報酬改定について」

1. 医療保険制度と診療報酬の概要

我が国の医療保険制度は、公費および保険料を財源とする公的制度であり、必要な医療は原則として保険診療として提供される。保険適用となる医療は、有効性・安全性が確認されたものに限られる。

診療報酬とは、医療機関が提供する医療サービスの対価であり、全国一律の点数制度により評価される。1点＝10円として算定され、医療サービスの内容や質に応じて報酬が決定される。

2. 診療報酬改定の背景

近年、医療機関の経営環境は厳しさを増している。主な要因として以下が挙げられる。

- ・人件費の増加
- ・医薬品・医療材料費の高騰
- ・物価上昇による運営コストの増加
- ・新型感染症後の補助金減少

実際に、2018年度から2023年度にかけて病院の事業利益率は低下傾向にあり、補助金を除くと多くの医療機関が赤字経営に陥っている。

3. 病院経営の現状

	2023～2024 年度の分析では、以下の傾向が明らかである。 ・医業利益率は全体的に低下 ・半数以上の病院が赤字 ・一般病院・精神科病院で経営悪化が顕著 ・人件費の増加が最大のコスト要因 このように、医療提供体制の維持が困難となる状況が進行している。 4. 令和 8 年度診療報酬改定の基本方針 今回の改定は、以下の方針に基づいて実施される。 (1) 医療機関を取り巻く環境変化への対応 物価上昇や賃上げへの対応、人材確保の強化、ICT や AI の活用による業務効率化が重視されている。 (2) 地域医療の確保と連携強化 2040 年を見据え、医療機関の機能分化と連携を進め、地域包括ケアシステムの構築を目指す。 (3) 安全で質の高い医療の推進 医療 DX の推進や医療の質の評価強化、感染症対策の充実が図られる。 (4) 制度の持続可能性の確保 医療費の適正化や後発医薬品の活用、費用対効果評価の推進により、制度の安定性を確保する。 5. 診療報酬改定の具体的内容 令和 8 年度診療報酬改定は、全体で+3.09%の改定となっており、主な内訳は以下の通りである。 ・診療報酬本体：+1.70% (賃上げ・経営支援) ・物価対応分：+0.76% (材料費・光熱費等) ・食費・光熱費対応：+0.09% ・経営環境対応：+0.44% ・効率化・適正化：▲0.15% また、薬価等については以下の見直しが行われる。 ・薬価：▲0.86% ・材料価格：▲0.01% これにより、医療機関への支援と財政のバランスが図られている。 6. 制度面の見直し 今回の改定では、制度面でも以下のような改善が行われる。 ・医療の質と効率性を評価する仕組みの見直し ・医師偏在の是正 ・医療の実効性確保に向けた制度強化
--	---

・経営情報の可視化の推進

さらに、薬価制度改革により医薬品の適正使用と価格の透明性向上が進められる。

7. 今後の課題

今回の改定により医療機関の経営改善が期待される一方で、以下の課題が残る。

・医療費増加に伴う財政負担

・地域間における医療格差

・人材不足の長期化

・医療 DX の導入格差

これらの課題に対して、継続的な制度見直しと現場への支援が必要である。

8. まとめ所感

令和 8 年度診療報酬改定は、医療機関の厳しい経営状況を踏まえ、賃上げや物価上昇への対応を中心とした内容となっている。また、地域医療の確保や医療の質向上、制度の持続可能性確保といった多面的な目的を持つ改定である。

今後は、効率化と質の向上を両立させながら、持続可能な医療提供体制を構築していくことが重要である。

●環境省による研修「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージの概要」 ※令和 7 年 12 月 23 日決定内容から

1. 背景・目的

我が国では、エネルギー安全保障や脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大が求められている。特に太陽光発電は急速に普及しているが、その一方で、環境破壊や景観悪化、安全性への懸念などの課題が顕在化している。

このため、地域との共生を図りつつ適切な事業推進を行うとともに、不適切な事業に対しては厳格に対応することを目的として、本対策パッケージが策定された。

2. 三次市における活用提案

三次市は中山間地域であり、森林や農地が広く分布していることから、大規模太陽光発電の導入に際しては、災害リスクや景観への配慮が特に重要である。以下に、本対策パッケージを踏まえた具体的な活用方策を示す。

(1) 立地規制とゾーニングの強化

・土砂災害警戒区域や森林保全区域における開発抑制

・景観重要地域(観光資源周辺や集落景観)での設置制限

・条例やガイドラインを活用した明確な立地基準の設定

→ 無秩序な開発を防ぎ、地域環境の保全につながる

(2) 地域主導の合意形成の仕組みづくり

- ・住民説明会の義務化や合意形成プロセスの明確化
- ・「再エネ地域共生連絡会」等を活用した行政・住民・事業者の連携
- ・トラブル発生時の相談窓口の設置
- 地域との対立を防ぎ、円滑な事業推進が可能となる

(3)災害リスクへの対応強化

- ・豪雨災害の多い地域特性を踏まえた設計基準の厳格化
- ・排水対策や斜面安定対策の義務化
- ・既存設備の安全点検の強化
- 土砂災害や設備倒壊などのリスク低減

(4)地域共生型エネルギーの推進

- ・公共施設や住宅への屋根設置型太陽光の導入促進
- ・営農型太陽光発電の適正な普及(農業との両立)
- ・地域新電力などによる地産地消モデルの構築
- 地域経済への還元と持続可能なエネルギー利用の実現

(5)廃棄・リサイクル対策の先行実施

- ・将来のパネル廃棄を見据えたりサイクル体制の整備
- ・事業者に対する撤去費用の積立義務の徹底
- 将来的な環境問題の未然防止

3.まとめと所感

本対策パッケージは、太陽光発電の拡大に伴う課題に対応し、環境保全・安全確保・地域共生を重視した持続可能な導入を目指すものである。

三次市においては、特に災害リスクや自然環境への影響を踏まえた慎重な導入が求められる。そのため、規制強化と同時に地域主体のエネルギー活用を推進することで、地域に受け入れられる再生可能エネルギーの在り方を構築していくことが重要である。

●杉並区「区民参加型予算事業」の視察

1.概要

区民参加型予算とは、区民が地域課題の解決策を提案し、投票を通じて選ばれた事業を区の施策として実施する制度であり、行政と区民の協働を促進する取り組みである。

2.制度の仕組み

制度は以下のプロセスで進行する。

- ①提案受付(4～6月)→②区による審査→③事業案の公表(9～10月)
→④区民投票(10～11月)→⑤予算編成(12月)→⑥議決・事業実施(翌年度)

	区民の意見やコメントも反映される点が特徴である。 3. 制度のメリット ・区民のアイデアが実際の施策に反映される ・行政プロセス(予算編成)を体験できる ・区政への関心・参加意識が向上する 4. 実施テーマと事業例 (1) 令和 5 年度テーマ 森林環境譲与税の活用→森林整備、災害防止、木材利用促進 (2) 令和 6 年度実施事業 ・災害時用具の公園設置(1,488 票) ・木製ベンチの普及(1,436 票) ・公園遊具・ベンチ設置(1,299 票) (3) 令和 7 年度予定事業 ・太陽光発電・蓄電設備(2,026 票) ・LED ソーラー照明設置(1,958 票) ・グリーンインフラによる水害対策(1,207 票) 5. 事例 「木製ベンチ設置事業」では、公共施設や民有地への設置を支援し、歩行者の利便性向上と地域交流の促進に寄与している。 6. 分野横断的な考え方 本制度では「防災×○○」といった複合的視点が重視される。 例： 防災 × コミュニティや防災 × まちづくり など 多角的な課題解決を図る点が特徴である。 7. 提案作成の基本的視点 提案にあたっては、以下の視点が重要である。身体的健康だけでなく、精神的・社会的なつながりも考慮する。また、人が安心して生活できる「環境づくり」を意識する、そして、多様な視点(福祉、交流、防災など)を組み合わせる 8. 提案に関する条件 (1) 予算条件 ・1 事業あたり 2,000 万円以内 ・原則として単年度事業
--	--

(2)対象外となる提案

- ・現金給付に該当するもの
- ・営利目的(特定の商品・サービスの利用促進など)
- ・既存事業と重複するもの
- ・国・都など他機関の管轄事業

※ただし、既存事業の拡充提案は可能

9. 管轄外分野に関する注意(追加)

以下の分野は区の直接管轄外であるため、提案対象外となる。

- ・国の管轄(厚生労働省、警察 など)
- ・東京都の管轄(消防・救急、上下水道、病院 など)
- ・民間事業者(医療機関、電気、ガス など)
- ・法令に基づく分野(食品衛生、薬事衛生、感染症対策 など)

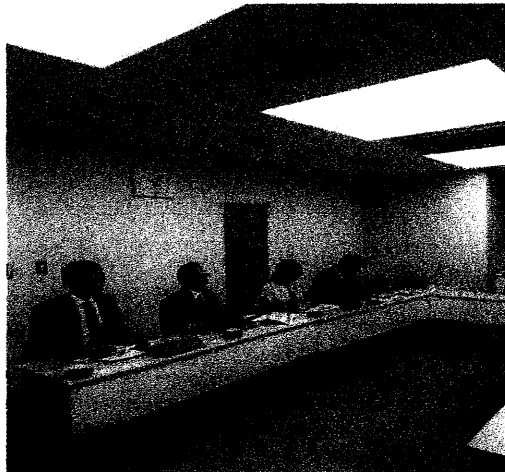
ただし、これらの機関と連携する形の提案は可能である。

10. まとめと所感

区民参加型予算は、区民の意見を政策に反映する仕組みとして有効であり、地域課題の解決と行政参加の促進に寄与している。

また、提案においては、単なるアイデアにとどまらず、実現可能性や管轄範囲、多角的視点を踏まえることが重要である。

三次市でも市民の意見反映や市政への関心・取組を高めるためにも導入には有効であると考ええる。



杉並区役所での視察の様子(3月27日)

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和8年3月25日（水）～27日（金）
用 務 先	①②③ 参議院第一議員会館 東京都千代田区永田町2-1-1 ④ 衆議院第一議員会館 東京都千代田区永田町2-2-1 ⑤ 東京都杉並区役所 東京都杉並区役所阿佐谷南1-15
用 務	①②③ 国担当者による各種施策の研修 ④ 広島県選出国會議員に対しての要望活動 ⑤ 東京都杉並区

概要及び所見
(目的, 参考
にすべき事
項, 提言, 活用
策等)

■ 3月25日(水)

① 令和8年度診療報酬改定について

厚生労働省 保険局

【概要】

● 医療保険制度の概要

我が国の医療保険制度は、公費と保険料を財源とする公的な仕組みであり、必要な医療は原則として保険診療として受けられる制度となっている。

● 診療報酬の役割

診療報酬は、医療機関が医療サービスの対価として受け取る報酬であり、医療行為の価格設定(1点=10円)、保険診療の範囲の決定、医療提供体制の方向付けといった役割を持っている。このため、診療報酬は医療機関の経営だけでなく、医療資源の配分や国全体の医療費にも影響を与える重要な仕組みである。

● 診療報酬改定の基本的な考え方

今回の改定は、物価や賃金の上昇への対応、医療従事者の確保、人口減少や高齢化への対応、医療の質や安全性の確保、制度を長く続けていくための見直しといった課題への対応を基本としている。また、2040年を見据えた医療のあり方の見直しが重要な視点とされている。

● 令和8年度診療報酬改定の概要

改定率は、令和8年度が+2.41%、令和9年度が+3.77%となっている。内訳としては、賃上げへの対応が+1.70%、物価への対応が+0.76%、食費や光熱水費が+0.09%、経営の悪化への対応が+0.44%、その他が+0.25%となっており、薬価については▲0.86%の引下げが行われている。

● 賃上げ・物価対応の強化

今回の改定の大きな特徴は、医療従事者の処遇改善に重点が置かれている点である。ベースアップ評価料の拡充や対象職種の拡大などにより、医療現場での賃上げや人材確保を後押しする内容となっている。

● 医療提供体制の見直し

医療提供体制については、急性期、回復期、慢性期の役割を分けて考えることが進められており、外来医療や在宅医療の充実、地域で支える医療の仕組みづくりが進められている。また、入院医療については、これまでの病棟単位の評価から病院全体での評価へと見直され、救急対応や手術実績などに応じた評価が重視されるようになっている。さらに、入院基本料の見直しや減算制度の導入により、医療機関の

取組がより問われる仕組みとなっている。あわせて、治療結果を重視する評価や、救急・小児・周産期医療の充実、医療 DX の推進などにより、質の高い医療の提供が求められている。

● 人口減少地域への対応

人口 20 万人未満の地域などでは、医療体制を維持するための特例措置が設けられている。急性期病院の要件が緩和されるほか、地域の拠点となる病院を評価する仕組みが新たに設けられている。また、医療機関どうしの連携を評価する制度も導入され、これまでのように一つの医療機関で完結するのではなく、地域全体で医療を支える方向へと見直しが進められている。

● 医療機関の経営状況

資料によれば、多くの医療機関で赤字が続いており、特に精神科や療養型の病院では厳しい経営状況となっている。今回の改定は、こうした状況を踏まえた対応としての意味合いも持っている。

【所見】

今回の診療報酬改定は、単なる報酬の引上げではなく、医療の仕組みそのものを見直す内容となっている。賃上げを前提とした評価や医療機関の役割分担の明確化、地域の実情に応じた制度設計などにより、医療を維持しながら持続可能な体制へ移行していく方向が示されている。

一方で、地方においては医療人材の確保や医療機関の役割分担が大きな課題となっており、この診療報酬改定の方向性が、市立三次中央病院をはじめとする本市の医療環境に必ずしも合致しているとは言えない。診療報酬改定において評価される項目についても、本市の実情の中で十分に対応できるとは限らない状況にある。

そのような中で、病院の建替えを進めていくにあたっては、経営状況の改善が前提となる。経営改善に向けては、診療報酬上の有利な評価項目を可能な限り確保していく必要がある。

また、地方の実情が必ずしも十分に制度へ反映されていない状況も見受けられることから、今後は国に対する要望活動を一層強化していく必要があると考える。

■ 3月26日（木）

②水道事業における分散型システムの導入について

【対応者】

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課（上下水道審議官グループ）

【概要】

●人口減少と中山間地域の現状

全国的に人口減少が進行しており、2050年には一部都市を除き、ほとんどの市区町村で人口減少が見込まれている。特に中山間地域では人口減少率が高く、約2割の自治体で人口が半減するとの予測が示されている。

●水道事業の構造的課題

給水人口が小規模な水道事業ほど給水原価が高くなる傾向にあり、簡易水道では全国平均の約1.6倍のコストとなっている。これは人口当たりの管路延長が長く、維持管理費の負担が大きいためであり、人口減少の進行により今後さらに厳しさが増すとされている。

●水道施設配置の現状

これまでの水道事業は、大規模な浄水場から広域に配水する「集約型」が主流であった。一方で中山間地域では小規模な施設による「分散型」も存在しており、地域特性に応じた配置が行われている。

●分散型システムの考え方

分散型システムとは、中山間地域等において小規模な施設により水供給を行う仕組みであり、人口減少社会において適用拡大が想定されている。災害時においても一部被災時の影響を限定できるなど、強靱性の観点からも有効とされている。

●今後の方向性（ベストミックス）

国においては、集約型と分散型を組み合わせた「ベストミックス」による施設配置が必要とされている。地域の人口規模や地理的条件に応じて最適な形を選択する考え方である。

●制度・技術面の取組

分散型システムの導入に向け、国は制度整備や導入手引きの策定、技術実証事業（AB-Cross）を進めており、今後本格的な普及が見込まれている。

【所見】

人口減少が進行する中において、水道事業は従来の「集約による効率性重視」から、「持続可能性と強靱性を重視した分散との組み合わせ」へと転換期にあり、そのバランスが必要であることを認識した。

特に中山間地域を多く抱える本市においては、給水人口の減少や維持管理コストの増大により、将来的な水道インフラの維持が課題となることが想定される。その中で、分散型システムは単なる補完的手法ではなく、地域の実情に応じた有効な選択肢の一つであると考えられる。

また、能登半島地震における対応に見られるように、分散型システムは代替性や多重性を確保できることから、災害時のインフラ維持の観点においても重要性が高い。一方、本市は既に広島県水道広域連合企業団へ事業を移管していることから、市単独での水道事業運営ではなく、広域的な枠組みの中での検討が前提となる。このため、企業団との連携のもと、地域の実情を踏まえた施設配置や分散型システムの導入の可能性について検討していくことが重要である。

あわせて、本市においては広島県水道広域連合企業団の運営区域となっていない地区も存在し、そうした地域では地域の団体や個人により飲料水供給施設を通じた水の確保が行われている状況にある。水は市民生活に不可欠な基盤であり、こうした区域における供給のあり方については、市としても責任を持って考えていく必要がある。

水道事業における分散型システムの導入は、水道事業を前提としたものであり、飲料水供給施設にそのまま転用できるものではない。また、本市においてもそのまま適用できるものではないが、地域の実情に応じた水供給のあり方を検討する上で、この研修直後に公表された「水道事業における分散型システムの導入手引き」は参考となる取組であると改めて感じた。

③大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関するパッケージの概要

・環境省 大臣官房 環境影響評価課 環境影響審査室

・経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室

・環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

【概要】

●本視察では、令和7年12月23日に関係閣僚会議で決定された「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」について説明を受けた。再生可能エネルギーはエネルギー安全保障や脱炭素の観点から重要性が高まる一方、メガソーラーの急速な拡大により、自然環境への影響や災害リスク、景観の悪化、地域とのトラブルといった課題が顕在化している。こうした状況を踏まえ、国としては「地域と共生する事業は促進し、不適切な事案には厳格に対応する」との方針のもと、関係省庁が連携して施策を進めることとされている。

●不適切事案への対応としては、自然環境の保護の観点から、釧路湿原の事例などを踏まえ、従来「影響が軽微」とされてきた開発についても見直しの対象とする方向性が示された。安全性の確保では、森林法に基づく林地開発許可制度が強化され、残地森林割合が従来の15%から60%へ引き上げられるなど、開発に対する規制が大幅に強化される。電気事業法により、2000kW以上の設備については工事計画の

届出や構造計算の確認が求められ、設計不備による事故防止が図られる。

●景観の保護については、自治体における条例や基準が未整備、あるいは具体性に欠けるといった課題が指摘されており、景観法の運用指針の見直しやマニュアル整備を通じて、基準の明確化と周知が図られることとなっている。

●地域との連携強化に向けては、「再エネ地域共生連絡会議」を設置し、国と地方公共団体が連携して対応する体制を構築するとともに、自治体による制度整備を支援する方針が示された。監視体制については、年間約 1700 件の現地調査が実施され、法令違反が確認された場合には FIT・FIP 制度に基づく交付金の停止措置が講じられている。今後は非 FIT・非 FIP 案件についても対象に追加される方向である。

●支援のあり方については大きな見直しが示されており、地上設置型の大規模太陽光発電については 2027 年度以降、支援の廃止を含めた検討が進められている。屋根設置型や自家消費型、公共施設や工場等への導入を重点化し、地域と共生する分散型の導入へと政策の軸足が移されている。

●質疑においては、国として地上設置型メガソーラーについては今後支援を行わない方向であることが示され、再生可能エネルギーの導入自体は引き続き必要であり、今後は屋根設置や自家消費型を基本とする方向性が示された。

【所見】

今回の説明は、再生可能エネルギー政策が量的な拡大から、質の確保や地域との共生を重視する方向へと移行しつつあることを示すものとして受け止められる。特に、地上設置型の大規模太陽光発電に対する支援の見直しは、その流れを象徴する動きであると考ええる。一方で、このような転換は国の制度変更のみで完結するものではなく、具体的な規制や運用の多くが自治体の判断に委ねられる側面も大きい。今後は、各自治体の対応の違いが地域の将来像に影響していくことも想定される。

また、非 FIT・非 FIP 案件の増加や既存事業への対応など、制度の枠組みの外側に広がる課題も見受けられ、監視や関与の在り方についても引き続き検討が必要である。こうした状況の中で、地域の実情に応じた制度整備とともに、住民理解を前提とした事業のあり方をどのように構築していくかが、今後の重要な論点になるものと考ええる。

なお、質疑の中でも触れられていたが、私の令和 5 年の一般質問でも提案した逆線引きによる促進区域の設定については、本市において望ましくない地域への再生可能エネルギー施設の立地を抑制する観点から、有効な手法の一つであると考えられる。今後の制度設計の中で、改めて検討していく必要があると感じた。

⑤山本深衆議院議員への要望活動

【概要】

●選挙区選出議員との意見交換

挨拶の機会を通じて、三次市の現状や地域課題について説明し、今後の国との連携のあり方について意見交換を行った。新たに国政に携わる議員との関係構築の第一歩として、有意義な機会となった。

●芸備線の現状と課題の共有

芸備線沿線議員連絡協議会の活動について説明し、現在、再構築協議会が設置される中で、路線の在り方や維持に向けた議論が進められている状況を共有した。地域にとって不可欠な交通インフラであることを踏まえ、課題認識の共有を図った。

●今後に向けた連携の必要性

芸備線をはじめとした地方公共交通の維持確保には国の関与が不可欠であることから、引き続き情報共有と連携を図りながら、必要な支援を求めていく重要性を確認した。

【所見】

今回の訪問は、初当選議員との関係構築にとどまらず、三次市が抱える課題を直接国政に届ける貴重な機会となった。特に芸備線については、地域の生活や経済活動を支える基盤であり、その存続は沿線自治体のみならず、国の交通政策全体の中で位置付けていく必要があると改めて認識した。今後も、再構築協議会での議論を注視しつつ、沿線自治体と連携しながら、持続可能な交通体系の構築に向けた働きかけを継続していく必要がある。

■ 3月27日（金）

⑤区民参加型予算事業について

【対応者】

東京都杉並区 政策経営部公民連携担当課

【概要】

●区民参加型予算の制度概要

杉並区における区民参加型予算は、区民からの提案をもとに事業化を図る制度であり、「提案→審査→投票→予算化→実施」という一連の過程に区民が関与する仕組みである。従来の意見募集にとどまらず、政策形成プロセスへの参加を可能とする点に特徴がある。

●制度の導入経過と位置づけ

本制度は、初期段階ではモデル事業として試行され、複数回の実施を経て、令和7年度から本格実施に移行した。当初は財政部門が所管していたが、現在は政策経営部が担い、「協働」による政策形成の仕組みとして再整理されている。

●制度の基本的な流れ

4月から6月に提案募集を行い、区による内部審査を経て、9月から10月に投票対象事業を公表、10月から11月に区民投票を実施する。その後、12月に予算編成へ反映し、翌年3月に議会議決、4月以降に事業実施となる。提案と投票の双方に区民が関与する点が制度の根幹である。

●提案ルールと審査の視点

提案は1事業あたり2,000万円以内、原則単年度事業とされている。審査においては、

- ・多くの区民にとって有益であるか
- ・事業規模の妥当性
- ・実現可能性
- ・課題設定と解決策の妥当性
- ・創造性

といった観点が重視されている。提案は一旦すべて関係各課に共有され、所管整理の上で部長級による審査会に付されるなど、内部調整は極めてタイトな運用となっている。

●実施状況と参加動向

令和6年度は提案57件、投票人数2,586人、令和7年度は提案83件、投票人数3,322人と増加傾向にある。特にLINE等の活用により参加者が大きく増加し、若年層の参加拡大（40代までで過半数）が見られるなど、広報手法の効果が顕著である。

●テーマ設定と政策誘導

年度ごとにテーマを設定しており、防災や環境、健康・ウェルネスなど政策課題と連動している。テーマ設定については「具体化しやすい」という利点がある一方で、設定自体が難しく、対象が偏らないよう配慮が必要とされている。

●健康・ウェルネス施策の位置づけ

健康づくり施策は本制度のテーマの一つとして位置づけられており、身体的健康に加え、精神的健康や社会的つながりを含めた総合的な健康観が示されていた。特に、健康課題の背景には不登校や社会的孤立など複合的な要因があるとの認識のもと、

地域との連携が不可欠であると整理されている。

●運用上の実態と課題

制度運用にあたっては、内部審査の負担が大きく、各課の調整や事業化の難しさが課題となっている。また、提案内容の成熟度や自由度のバランス、情報の見せ方、制度への理解不足などが課題として認識されており、制度は一時的な見直しも含め検証段階にある。

【所見】

本視察で最も重要と感じたのは、本制度が単なる予算制度ではなく、「行政と住民の関係性を変える仕組み」である点である。

従来のパブリックコメントが意見提出にとどまるのに対し、本制度は提案・選択・結果確認まで住民が関与する構造となっており、住民参加の質を大きく引き上げている。また、行政単独ではなく、地域や NPO、事業者とともに課題を捉える「協働」の具体化でもある。

その背景には、区長が掲げる「対話を大切にしまちづくり」という明確な方針があり、区民と課題を共有し、議論を重ねながら政策を形成していく姿勢が制度全体を支えている点が印象的であった。

一方で、本市においては、学校の再配置などにおいて説明は丁寧に行われているものの、理解を得る手段としての説明にとどまり、お互いが納得するまで議論を深める「対話」には至っていない場面が見受けられる。単なる説明ではなく、課題を共有し、相互に考えを深めるプロセスの必要性を改めて認識した。

また、制度運用においては、内部審査の負担や提案の具体化の難しさ、成果を数値で測りにくいといった課題もあり、運営は容易ではない。しかし、区政への関心の高まりや参加意識の変化といった効果は確実に見られている。

本制度は短期的な成果を求めるものではなく、対話を通じて住民参加の文化を育てる中長期的な取組である。三次市においても、制度導入にとどまらず、「対話」を基盤としたまちづくりへの転換が重要である。

視察・研修報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名 徳岡真紀

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田勝彦

経理責任者氏名 増田誠宏

期 間	令和7年3月25日(水)～27日(金)
用 務 先	国土交通省 水管理国土保全局水道事業課 環境省 大臣官房 環境影響評価課 環境影響審査室 室長補佐 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室 室長補佐 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 参事官補佐 厚生労働省保健局 杉並区 政策経営部 公民連携担当課長
用 務	「水道事業における分散型システムの導入について」 「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージの概要」 「令和8年度診療報酬改定について」 「杉並区民参加型予算について」

利用の山林などの問題はこれからも大きくなっていく中で、今後は地域の実情に応じた制度整備と、住民理解を前提とした事業のあり方が重要になると考える。

●「令和8年度診療報酬改定について」

診療報酬は、医療機関が保険診療の対価として受け取る報酬であり、医療機関の経営だけでなく、国全体の医療提供体制にも大きく関わる仕組みである。

今回の改定では、物価や賃金上昇への対応、医療従事者の確保、人口減少や高齢化への対応などを背景に、賃上げや経営支援が重視されている。改定率は令和8年度+2.41%、令和9年度+3.77%とされ、ベースアップ評価料の拡充などにより、医療現場の処遇改善や人材確保を後押しする内容となっている。

また、医療提供体制については、急性期・回復期・慢性期の役割分担や、在宅医療、地域連携の強化が進められている。人口減少地域では特例措置も設けられ、地域の拠点病院を支える仕組みや、医療機関同士の連携を評価する制度も導入されている。

一方で、多くの医療機関で厳しい経営状況が続いており、今回の改定は、こうした現状への対応としての側面も持っている。

●「杉並区区民参加型予算」

杉並区の区民参加型予算は、区民からの提案をもとに、審査、投票、予算化、実施まで区民が関わる仕組みであり、単なる意見募集ではなく、政策形成過程への参加を目的とした制度である。モデル事業を経て令和7年度から本格実施されており、現在は政策経営部が所管し、「協働による政策形成」の取組として位置付けられている。

制度は、提案募集、内部審査、区民投票、予算編成、議会議決を経て事業実施へつながる流れとなっており、提案・投票の双方に区民が関与する点が特徴である。提案は1事業2,000万円以内の単年度事業を基本とし、公益性や実現可能性、創造性などの観点から審査が行われている。

参加者は年々増加しており、LINE等を活用した広報により若年層の参加拡大も見られている。また、防災や環境、健康・ウェルネスなど年度ごとにテーマ設定を行い、地域課題と連動した提案につなげている。健康・ウェルネス施策については、身体的健康だけでなく、精神的健康や社会的つながりも含めた視点で整理されており、不登校や孤立など複合的課題への対応には地域との連携が重要であるとされていた。

一方で、制度運用においては、内部調整や審査負担の大きさ、提案内容の成熟度、制度理解の不足などの課題もあり、現在制度見直しのため休止となっているとのこと。

これまで一般質問で市民の予算提案、子ども議会の執行など質問してきたが、自分がまちづくりの当事者になって町の課題を解決するために予算を執行するという経験は、まちづくりの当事者意識をはぐくむために非常に有効な手段だと考える。本市でもまちづくりの担い手不足であったり、若者への